

山口県文書館寄託「益田高友家文書」中世分の翻刻と紹介

中 司 健 一

「益田高友家文書」は、中世の石見国益田の領主であった益田氏の有力一族の家系に伝わった文書群で、山口県内在住の同家のご子孫より山口県文書館に二〇一四年二月に寄託された。

この文書群は、従来「閩閩録」巻一六八益田織部家来・益田五郎兵衛に一部が写として収録されており（1～6号文書）、また『益田市誌』上巻（一九七五年）に、益田藤兼感状写（15号文書の写）が「益田高友文書」として掲載される（六三八頁）など、部分的にその存在が知られていたが、その正文（ただし「閩閩録」所収の毛利元就・同隆元連署書状写の正文は現在のところ確認できていない）と多数の新出文書、系図等（表1参照）が発見されたことになり、益田氏研究に大きく資すると思われる。

なお益田高友家は、益田貞兼の子で宗兼の弟兼勝を祖とする一族で、中世では兼勝―兼貴―兼友と続く。代々若い頃は与次郎を称し、兼勝と兼貴は刑部少輔を官途とし、さらに下野守を受領とした。兼友は二郎兵衛を称した。享祿三（一五三〇）年の吉見氏と益田氏の協定に際して、兼勝（刑部少輔）が有力一族の中で最も奥に署名するなど（『益田家文書』八九九号）、戦国期の益田氏の一族・家臣の中でも最上級であったと思われる。

文書群名のもととなった益田高友は、一八世紀前半頃の当主で、この

家系の傍流であったが、本家に跡継ぎがなく、養子として本家を相続した。「閩閩録」の差出原本を作成したと推測され、またこの家の文書を書写してまとめるなど（冊子1）、「益田高友家文書」が現在に伝わる上で大きな貢献をした人物である。

今回は、「益田高友家文書」のうち、同家の兼友の代までの文書を中世分として紹介することとしたい。

山口県文書館「益田高友家文書」目録

整理番号	形状	名称
益田家1	軸	大内氏・内藤氏・尼子氏・陶氏書状（1～6号）
益田家2	卷子	〔益田家判物類〕（7～16号）
益田家3	冊子	御感状其外万御判物之写（17～61号）
益田家4	冊子	先祖已来軍功其外功勞之次第
益田家5	冊子	御神本并益田家系図（天御中主尊～益田就賢）
益田家6	卷子	御神本并益田氏世系之図（天御中主尊～益田就之）
益田家7	卷子	〔益田氏系図〕（国兼～高友）
益田家8	卷子	天子登極之図（神武天皇～桃園天皇）
益田家9	卷子	公方家御系図（広忠～家治）
益田家10	卷子	藤原姓世系之図（鎌足～基経）
益田家11	卷子	毛利御系図（平城天皇～重就）
益田家12	卷子	〔吉見氏系図〕（清和天皇～岸正勝）
益田家13	状	〔戒名札〕（安国院殿徳蓮社崇誉道和大居士）
益田家14	冊子	鑑政
益田家15	卷子	〔新陰柳生家当流秘伝書〕
益田家16	卷子	〔嘉納流柔術秘伝書写〕
益田家17	状	〔益田氏系図目録〕
益田家18	状	〔益田家文書目録〕

【凡例】

- 一 字体は、常用漢字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の漢字（いわゆる表外漢字）や一部の变体仮名には、原文の字体を残したものもある。
- 一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には（ ）、説明註には（ ）を用いた。
- 一 欠損は □ で、朱書きは 『 』 で示した。正文については、行のかわり目を「」で、紙のかわり目を『 』 で示した。

〔軸〕（1号～6号）

1 大内義長書状（縦180cm、横338cm） ※『閥閥録』3
 就三隅家之儀、^{〔益田〕}藤兼存分候哉、^{〔陶〕}晴賢以申談之趣、用捨候之様、諷諫〔肝要候、猶東四坊・右田右京亮可申候、〕恐々謹言、
〔天文〕二十三年
 九月廿九日
〔大内〕義長（花押1）

益田刑部少輔殿
〔兼貴〕

2 尼子晴久書状（縦177cm、横385cm） ※『閥閥録』2

対向三人示給之、得其「意候、此表之事、山吹」已下之敵城悉伐捕之、
 属本意候、其表之儀「無油断、方々可有計」略事肝要候、尚各「可申候、
 恐々謹言、
〔弘治〕二年九
 九月三日
〔尼子〕晴久（花押2）

益田刑部少輔殿
〔兼貴〕
 益田伊豆守殿
〔兼順〕

3 陶晴賢書状（縦177cm、横387cm） ※『閥閥録』5

誠御帰陣之後無音候、故障之「儀令連続、乍存打過候、御所」勞被得快
 驗之通、張忠申候、於愚「身令安堵候、陣中別而御入魂」不令忘却候、
 弥可申承候、仍雁二「羽送給候、欣悦候、年内既無」余日候、明春早々
 可申述候、恐々「謹言、
〔天文〕二十三年
 十二月廿三日
〔陶〕晴賢（花押3）

益田刑部少輔殿
〔兼貴〕

御報

4 内藤隆世書状（縦163cm、横367cm） ※『閥閥録』6

須子源五郎英明領分「阿武郡三見郷事、御方」衆可被相動之由、其間候、

太以不可然候、英明事」無別儀馳走仁候間、申」談候、可被止其綺之由、
对」諸勢被仰触候者、尤」干要候、恐々謹言、
(弘治二年之)
三月八日 (内藤) 隆世(花押4)

益田刑部少輔殿
御陣所

5 陶晴賢書状(縦177cm、横370cm) ※『閩閩録』4

帰陣後無音候、陣中御心」懸・御馳走之段、無忘却候、即」可申之處、
兎角相過候、非本意候、」仍馬一疋佐進之候、猶使僧」可申候、恐々謹
言、
(天文二十三年)
十二月十四日 (陶) 晴賢(花押5)

益田刑部少輔殿
進之候

6 内藤隆世書状(縦132cm、横461cm) ※『閩閩録』7

至福井郷御着陣之由、」尤可然候、仍御手之衆」於多万・小河(長門国阿武郡)臨妨等」
有之由、其間候、於事」実者無謂儀候、堅固」可被仰付事肝要候、」如度々
申候、其口肝心候間、」隆風被仰談、至長野」御襲專一候、時儀示給」
又可申候、恐々謹言、
(弘治二年之)
三月十二日 (内藤) 隆世(花押6)

益田刑部少輔殿
御陣所

(封紙ウハ書)
一 (異筆)
「三ノ十二申廻」

益田刑部少輔殿
より山口 (周防国吉敷郡)
内藤」

「卷子1」(7号、16号)
7 中嶋常栄書状
(第一紙) 縦220cm、横345cm。第二紙 縦230cm、横215cm

先日貴所より見事之」文箱式進上候、御」沙汰之由候、先々」
等より申せと」条、此分候、
(益田兼貴)

此間者連日参会申候、本望候、」何段刑部少輔殿被对貴所候て」被遣候
御状之事、肥前守」其」披露候処、可有一覽之由候之条、」取合申候処、
近來御懇問」然」上者、雖遠国候、向後入魂被申」談度之首尾計に
て、此」直書」刑部少輔殿へ被申入候、惣而者至爰」許肥前守親類衆
多々候へ」手田」兵部少輔と申候方候、書状以下請取」渡之段被拵申
候、又其次に井」殿助・」樋口橘右衛門尉と申仁候、若輩に候へ共、」
当时走舞仕候、於後日自然相当」御用共候ハ、彼方へ可被仰」候哉、
為御心得申候、更天氣晴候条、きと」可有御出船候哉、日出候、猶参」
申」承候、恐々謹言、
(中嶋) 常栄(花押7)

八月廿一日 (第二紙切封ウハ書)
中嶋四郎左衛門入道
大賀主計允殿
御旅宿所
常栄

○袖の上部は少し切除されている。欠損部分は同家文書の写(32号文
書)から補った。

8 甲清書状(縦192cm×横85cm)

尚々、被思召寄御音問喜悅候、」次郎所へも御懇意之通、」申間候、
是又祝着之由申」事候、哀々於何之口も、懸御」目度之由」申事候、」
向後者無題目」候共、」蒙仰、又可申入候、」御同意所仰候、
珍札畏入候、仍先年者、於」雲州御陣、弟又六細々懸御」目、得御意候

之由候、我等事御在」陣之刻、不罷居候て、不懸御目候ツ、」内々御床敷存候処、御状一入」快然候、御同名中務少輔殿へも申」承候キ、就中親候者所へ遙々集」上被遣候、誠御芳情之段不浅候、」一段見事之由候、将又爰許珍」敷馬今程不到来候、雖然三」疋も可然馬所持之方候、我等も一疋」所持候、懸御目度候、程近候者、切々」可申承者をと申事候、乍去於此」表之用等候者蒙仰、聊不可有」別候、於何之口も御出張候者、遂」拝顔、重畳可申述候之条、閣筆候、」恐々謹言、

六月八日 甲清 (花押8)

益田刑部少輔殿 御返報 参

○この文書は年未詳であるが、文中の「雲州御陣」は永禄五〜九年の毛利氏の尼子氏攻めと考えられる。

9 益田尹兼感状

(第一紙 縦170cm、横512cm、第二紙 縦170cm、横180cm)
去十六日於三隅(石見国那賀郡)洞明寺山合戦之時、」御手衆中村与五郎」分捕打死、松本小五郎」打死、品河三郎右衛門尉太刀誅、」(討ケ以下同)領家藤兵衛尉太刀打同矢、」大島四郎兵衛尉太刀誅同矢、」斎藤兵衛九郎太刀打、中井」新左衛門尉太刀誅、中村七郎右衛門尉」太刀打矢疵二ヶ所脚殿、并」七郎左衛門太刀誅矢疵膝、」与三郎太刀打矢疵右腕、疵右腕、弥七太刀打、新四郎」太刀打、二郎右衛門矢疵右手、」助六矢疵二ヶ所左肩、品川」三郎右衛門尉下人彦右衛門」打死、同弥六太刀打蒙」疵左腕、各粉骨之次第、」御忠節、誠無比類候、」親候者申談、別而感」悦(この行は紙継目の上に書かれている)之通、可申達候、弥」可抽泰忠之由、被仰」付者、可為肝要之状」如件、

永正十五年 四月廿六日 益田尹兼 又次郎 (花押9)

益田宗兼感状 与次郎殿 参

10 益田宗兼感状

(第一紙 縦156cm、横420cm、第二紙 縦156cm、横87cm)
去四月十六日於三隅(石見国那賀郡)洞明寺山合戦之時、」手衆中村与五郎分捕」打死、松本小五郎并下人」彦右衛門打死、更非」及言語之儀候、依忠」勲得勝利候、高名無」比類候、其外数多」或太刀打、或被疵、各」(述)戰功之通、難延紙」面候、悉江以状申畢、」併兼勝御働之故候、」必一廉可加持候、」弥被励軍忠者、可」為肝要之状如件、」

永正十五年 六月廿六日 益田宗兼 与次郎殿 益田宗兼 治部少輔 (花押10)

11 益田宗兼感状 (縦151cm、横390cm)

去四月十六日於三隅洞明寺山合戦之時、中間」七郎左衛門太刀打矢疵、与三郎」太刀討矢疵、疵右腕、助六左肩、」次郎左衛門矢疵、弥七太刀打、」新四郎太刀打、各忠功」之至候、能々褒美」專一候、彼等粉骨之儀、」併御忠節之故候、弥」被励戦功者、可為」肝要之状如件、

永正十五年 六月廿六日 益田宗兼 与次郎殿 益田宗兼 治部少輔 (花押11)

12 益田藤兼感状 (縦128cm、横322cm)

去二日吉見大藏少輔(正頼)家城至坪尾切懸」之時、郎從伏谷善右」衛門尉討死、对子孫」染筆候、其外品川」兵庫助僕従二人」打死候、原新右衛門

尉「夜搦之時、二人打取、」僕從弥三郎一人打執、「彼是度々儀被励」戰軍之故候、仍軍忠」状如件、

天文廿三

八月四日

形部(少輔力)
(益田兼貴)

右衛門佐(益田藤兼)
(花押12)

13 益田藤兼感状(石見國美濃郡) (縦130㍉、横394㍉)

去廿九日宇津川「要害截執之刻、」品河彦五郎討死、「敵合防戰分明」之處、忠功更無」比類候、併兼貴被」励粉骨之故候、「必連忠之次第可」相達者也、仍後鏡」之状如件、

弘治二年

七月三日

形部少輔殿(益田兼貴)

右衛門佐(益田藤兼)
(花押13)

14 益田藤兼感状(石見國美濃郡) (縦130㍉、横392㍉)

去晦日宇津川「要害截執之刻、」原新左衛門尉討死、「忠賞粉骨眼」前候、心懸之次第」尤無比類候、併是」兼貴被励防戰」之所致候、連忠之」賞必可相談者」也、仍後鏡之状」如件、

弘治二年

七月三日

形部少輔殿(益田兼貴)

右衛門佐(益田藤兼)
(花押14)

15 益田藤兼感状

去月廿七日於須佐磯之城、令」討死人数之事
第一紙 縦170㍉、横445㍉。第二紙 縦170㍉、横388㍉

市原丹後守

市原弥三郎
市原内蔵助

岩本玄番允(番)

中嶋図書允

中嶋源五左衛門尉

川津雅楽允

古屋縫殿助

中間竹三

中間与一左衛門

右彼衆之事、寺戸左近大夫」同前、立用候訖、剩其刻」各被動之趣、淵底令承」知候、無比類次第、絶言」語候、併忠功之段、連々」兼貴江可相談者也、仍」軍忠之状如件、

永祿五年壬戌

三月一日

刑部少輔殿(益田兼貴)

右衛門佐(益田藤兼)
(花押15)

大谷弥六左衛門尉(後筆力)
(石見國鹿足郡)

同 主計允
於吉見城(石見國鹿足郡)

三原少輔四郎
於畑田正法寺(石見國鹿足郡)

大道
於吉見

中間弥左衛門尉
豊前(小倉津)

こくらつ

16 益田元祥感状(築城郡宇留津) (縦175㍉、横477㍉)

去七日豊前国都郡」宇良津之城被切崩」候之時、於鎗下数ヶ所」被疵、剩頸一被討捕」之段、高名非一、感悦」無極候、殊被官之輩」数人敵討

取之条、内々」心懸之故与不浅候、弥可」被抽忠勲之状如件、

天正十四年十一月十一日 元祥(益田) (花押16)

与次郎殿(益田兼友)

(冊子1) (17号~62号)

(表紙)

御感状其外筆御判物之写

益田五郎兵衛高友記之

益田刑部少輔兼勝代若名与二郎、後下野守

17 益田宗兼宛行状写

小坂十二名徳屋内地頭分風呂坂宅名・下黒谷内瀧坂宅名・木わみ壱町田(石見国美濃郡)

事、与二郎兼勝無他妨可令領知者也、仍為後日亀鏡之状如件、

永正七年庚午十月廿八日 宗兼御判(益田)

与次郎殿(益田兼勝)

18 益田宗兼書状写

以明所可致扶持之条、其間之事反錢可閣申候、加扶助候之者、如先々可

有奔走候、委細悲春庵・大谷与三左衛門尉可申候、恐々謹言、

正月廿七日 宗兼御判(益田)

与二郎殿(益田兼勝)

19 益田尹兼感状写 (9号文書の写。本文省略。差出の「又次郎」の横

に朱書きで「尹兼公」の註記あり)

20 益田宗兼感状写 (10号文書の写。本文省略。差出の「治部少輔」の横に朱書きで「宗兼公」の註記あり)

21 益田宗兼感状写 (11号文書の写。本文省略。差出の「治部少輔」の横に朱書きで「宗兼公」の註記あり)

22 益田宗兼書状写

至備後刑部少輔出張快然候、对彼方連々不及余儀通申候、徳祐(宗兼弟、兼勝兄、神護院)へ能々可

有物語候、巨細以面令申候之条、不能詳候、恐々謹言、

八月十六日 宗兼御判(益田)

自徳

益田刑部少輔兼貴代若名与次郎、後下野守

23 毛利元就・同隆元連署書状写 ※『閩閩録』1

石州表可相動覚語候、就夫貴殿(毛)江令申候、此節別而御馳走可為祝着候、

弥可預御心得候、猶赤川十郎左衛門可申候、恐々謹言、

三月廿五日 隆元御判(毛利) 元就御判(毛利)

益田刑部少輔殿(兼貴) 御宿所

24 尼子晴久書状写 (2号文書の写。本文省略。宛所の「益田伊豆守殿」の横に朱書きで「兼豊、又左衛門先祖」の註記あり)

25 藤兼別而不可有等閑之通申談之条、於向後每篇馳走可為祝着候、尚各可申候、恐々謹言、

益田(兼貞) 十一月廿六日 晴久御判
益田刑部少輔殿

26 大内義長書状写 (1号文書の写。本文省略)

27 陶晴賢書状写 (5号文書の写。本文省略)

28 陶晴賢書状写 (3号文書の写。本文省略。文中に朱書きで「張忠ハ唐人張一家ノ元祖」の註記あり)

29 内藤隆世書状写 (4号文書の写。本文省略)

30 内藤隆世書状写 (6号文書の写。本文省略。文中に朱書きで「町野掃部助隆風、小川星ノ城主」の註記あり)

31 松浦隆信書状写

任見來、黒頭一ヶ唐進入候、補空書計候、雖近來馴々敷候、以事次令啓候、仍被対大賀主計允之芳札、具加披見候、珍重此事候、仍於爰許相互被仰通度由承候、目出候、如仰縱雖遠國之事候、向後無御隔心可申承之儀、可為本望候、今度幸於当津彼主計允(肥前國松浦郡平戸カ)下向候条、此方旨趣精申候間、定而能々可相達候、此表自然相応之御用候者、自今以後不可有無沙汰候、誠遠遠之境候条、両方助力等之儀ハ雖難罷成候、千里同風之於御心底者、何様入魂可申談候、聊別儀有間敷候之条、

可御心安候、江崎(長門國阿武郡)・須佐(同國同郡)兩津へ自是登船候者、懇可申入候、御次而之時ハ、右衛門佐殿へ御取合可為祝着候、恐々謹言、
八月廿日 隆信御判
松浦肥前守

益田(兼貞) 御宿所 隆信

32 中島常栄書状写 (7号文書の写。本文省略)

33 益田藤兼感状写 (12号文書の写。本文省略。差出の「右衛門佐」の横に朱書きで「藤兼公」の註記あり)

34 益田藤兼感状写 (13号文書の写。本文省略。差出の「右衛門佐」の横に朱書きで「藤兼公」の註記あり)

35 益田藤兼感状写 (14号文書の写。本文省略。差出の「右衛門佐」の横に朱書きで「藤兼公」の註記あり)

36 益田藤兼感状写 (15号文書の写。本文省略。差出の「右衛門佐」の横に朱書きで「藤兼公」の註記あり)

37 益田元祥書状写
今度潤津之域被切崩候砌、与次郎(兼友)・惣次郎(佐田四兵衛兼為)高名候、殊与次郎事、数ヶ所被疵之条忠節無比類候、剩家中之者共歴々分捕手負候、内々心懸故与不浅候、我等太慶此事候、何も帰陣之節、以面可申述候、恐々謹言、

(天正十四年) 十一月十一日
右衛門佐
(益田)元祥御判
下野守殿
進之候

38 益田元祥書状写

豊前國築城郡宇留^(宇留)
今度於潤津、澄川惣左衛門尉中間善九郎・助四郎被疵之由、内々心懸故
与神妙候、以此旨能々可被申与之候、恐々謹言、

(天正十四年)

十一月十一日

右衛門佐

(益田)元祥御判

(益田兼貴)
下野守殿
進之候

39 益田元祥書状写

呉々無休期在陣之儀候へ共、内々申談辻お、元春^(吉川)如望被相調候ハス
ハ、此方申分辻不合様候へ者、一代之内証可被見切之事、口惜存候
条、旁其御分別頼申候く、以上、

今度在陣中別而御馳走之段、無申計候、殊父子同前在陣之段、併他家江
之覚与申、外分^(聞)実太慶存候、少茂不可有忘却候、随而羽衣石被及行候者、
内々可馳走之由、申談候条、此節相違之様二候へ者、向後失面目儀候間、
旁々以一涯有之と、御馳走頼申候、委細此者可申候、恐々謹言、

(天正九年)

六月廿三日

右衛

(益田)元祥御判

(益田兼貴)
兼貴
まいる

40 益田藤兼宛行状写

(石見國那賀郡) (長門國阿武郡)
木束郷之内田地三町并田万郷之内田地貳町等之事、先年当家氣遣之刻、
云軍忠、云心馳、為其賞令加与畢、打渡之前至子孫可有知行者也、仍一

行如件、
元亀元年也
永禄十三年庚午二月十二日
右衛門佐御判
刑部少輔殿
(益田兼貴)

41 益田藤兼書状写

連年被对愚身別而御馳走、殊每事忠節被抽自余候之段、更無比類候、何
様一所可申談候、猶委細大谷佐渡守・金山雅楽助可申候、恐々謹言、

七月十六日

(益田)

(刑部)少輔殿
(益田兼貴)

42 益田藤兼書状写

兼貴内存之通对宮本坊承候、令承知候之由申候処、重々以一通承候、祝
着候、弥々向後者預馳走、於身不可有余儀候、重畳任口上候之間、不能
一二候、恐々謹言、

卯月十日

右衛門佐
(益田)藤兼御判

(益田兼貴)
刑部少輔殿
進之候

43 益田藤兼預ケ状写

(石見國那賀郡) (石見國那賀郡)
木束郷之内松かひら山野之事、為屋敷分預ケ置之候、猶委細品川主水允
可申候、恐々謹言、

十二月十八日

右衛門佐
(益田)藤兼御判

(益田兼貴)
刑部少輔殿
進之候

44 益田藤兼書状写

當時家中裁判之儀申候所、有同心可有御馳走之由、満足候、然者如何体之儀雖有之、於身聊不可有別心候、以此旨弥々御馳走頼存候、猶大谷佐渡守・金山雅樂允可申候、恐々謹言、

七月十六日
藤兼御判

刑部少輔殿

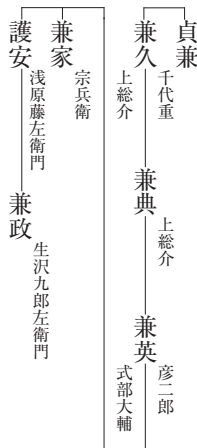
45 益田藤兼書状写

彦次郎縁辺之事、令裁許候所、御同心千秋万歳候、於身満足候、雖然兼貴於無直子者、可被任其意之由、尤之儀候、此条兼英申与候、猶品川掃部兵衛可申候、恐々謹言、

六月廿日
藤兼御判

刑部少輔殿

○月日・差出と宛所の間に朱書きで次の系図が記されている。



46 全鼎藤兼書状写

も神事中可出之間、頓ニ可馳帰候、澄川木引くはり等も可申付候、
一 下野守法体之事、御申留之由、尤候、新庄辺江之為取沙汰之尤候、
以状申候、以此辻弥々可有異見候、其外之者成共、似相候ハぬ届たて
いたし候ハぬま、に仕候事ハ、毛頭身か扶持ニかけ不申候、身心安と

申ハ、世上之名付計候、先の衆ハか付之候ハぬさへも年寄、あきシ

世ヲのかれ候覚語計候、先々身か五三年之身持ヲ御見合候て、諸人之

推量丈ニ違可申候、そこも心あへ候ましく候、

伊豆守兼順弟右近兼忠栗山先祖
一兼忠御申付候周布祝言まで御待候て、其後可然候ハんと申事候、

事も全屋など重而之年忌可然候ハんと申事候、如此申渡候ハねハ、垣

ヲ大儀可被存候之間、申事候、恐々謹言、

八月一日
全鼎御判

進之候

47 全鼎藤兼書状写

又兼忠事、はたと周布祝言までハ不可然と、明日状にて、子細此者
申候、又元棟子息文ニ見合候、さ候而一昨日城からまへりおりられ
候よし申候、今朝八朔申遣候間、返事之飛脚ニきこへ候へく候、介
などへ聞へ不入事候間、すへニハ不申候、今年方角悪被下候之間、
よき事ハ候ましく候、以上、

就我等覚語同前可有法体之由、覚語之通淵底承智本望候、雖然元祥両所

堅被申候条、此度之儀被存知、留之由尤可然候、元祥被申事候、此条有

假意之存分之条、確此砌之儀可被指延候、さ候ハねハ、愚身心中之氣遣

迄候、不可限此節候、全屋年忌などにあてられ候て、何時も可有其覚語

候、今年来年之儀ハ、对父子可被指延候、弥々分別祝着可申候、委細は

少納言可申候、恐々謹言、

八月一日
全鼎御判

越中入道

下野守殿
全鼎

進之候

48 小原兼正書状写

就小坂方役職桑原名之儀、從(益田兼勝)与次郎殿様被下御書候、奉存其旨候、如尊意彼巨細及度々蒙仰候之趣、小原二郎右衛門尉雖申聞候、礼部様江(益田宗兼)請御意題目之間、只今善悪不及申上候、一切非緩怠之儀之由申候、然間此等之次第、以愚息(小原兼賢)右京進・中村和泉守申聞候、定而可被申上候、如此子細悲春庵上洛候之間、具可有御披露候条、一途可被仰出候、一度御一行御給之上者、小坂方何之地も可被任御所存候、殊桑原名役職之事候間、弥今度直可被仰下候、能時分御尊書畏入候、此由能々御披露可為專一候、恐々謹言、

霜月十六日 小原美作守 兼正判

品川弥三郎殿
中村七郎左衛門殿

49 小原兼正書状写

御書謹而致拜見候、抑御領徳屋分之内、近年徳阿給依明所、大殿様得御意候、作人事可被仰付之由申上候、就此儀拙者へ御書頂戴仕、其子細京都へ可申上せ候、彼在所并小坂方の事、既ニ於京都御一行御頂戴之上者、定而相残分所々早々可被仰出候、仍御太刀・御樽被下候、過分之至、畏入候、委細品川弥三郎殿可有御申候之条、省略仕候、此之由可得御意候、恐惶謹言、

九月廿日 小原 兼正判

謹上 品川弥三郎殿

○この文書の宛所の「品川弥三郎」は本文中にも見え、小原兼正が「謹上」を付す相手とは考えにくいため、写し間違いと思われる。本来の宛所は、「謹上」を付していることから小原兼正よりも上の立場

の人物と考えられること、48号文書から品川弥三郎は益田兼勝の家臣と考えられることなどから、益田兼勝と思われる。

50 おほけ名境定状写

おほけ名東之境
一柳かゑきノ尾、一山ノ谷ノ尾かきり、一南まいかとかしら
一水船ノ尾かきり、一屋ない迫ノかしらはきはらノ
おかきり、一なめらかゑきのかしらちやうノくら
一ひの木かうつノ大つへかしらヲあしミのつらへ
一こしけをまさノ木ノ尾へ、一ゑほしかたの尾へ
西境

一ひき坂ノ左をへ、一なかやふかしら、一岩くらかしら
一たかすかしらへ、一さやとうまで
一有田殿領分おほけ名ノ境、北ハ道をかきり、

天正十一年(ひつひの癸との)十一月二日 岩本佐渡守

右境之事、兼貴(益田)・兼友(同)為材木取と御越時、此兩人被相尋候畢、為後日如件、

中村雅楽允 為受判
澄川主水允 定盛判

51 松原名小坂方境定状写

松原名小坂方堺目袖平之事、六ヶ敷キ所ニ、此方ヨリハ少納言中間二郎三郎、小坂方ヨリハ伏谷善右衛門尉殿・岩本大炊助殿・経兵衛・新衛門参会、

只今申定境、平中の新道之たかさヨリ、両方の尾まで、ミちたかさ、夫をつこうて、西ハ黒岩たきかしら、それヨリなはゑて、く原いての西迄、申定所、為後日之状如件、

天正六年戊寅三月廿八日

宅野右京亮

兼是判
少納言
俊勝判

伏谷善右衛門殿

岩本大炊助殿
参

52 全鼎益田藤兼書書状写

誠立かへる春の御悦めてたく候、殊御たるさかな送給、ゆわひ候へく候、
春なかにけんさんにて申承候へく候、かしく、
(樽)(肴)

正月十一日
西ノ上居トハ兼貴室、益田伊豆守兼順女也
全鼎益田藤兼
せん鼎
にしのとこいまいる

申し給へ

益田次郎兵衛兼友代 若名与次郎

53 益田元祥感状写 (16号文書の写。本文省略)

54 益田元祥書状写

今度父子同前ニ在陣候て、何篇外聞能候、馳走併内々心懸故与本望存候、向後不可有忘却候、先様一動之儀申下之、別而御馳走頼申候、委細此者可申候、恐々謹言、

(天正九年カ)
六月廿三日

右衛門
(益田)元祥御判

(益田兼友)
与次郎殿
進之候

55 益田元祥書状写

先日者内意之趣申候之処、納得之由一段本望存候、先度承候之通、弥無相違と太慶此事候、委細此者可申候、恐々謹言、

二月八

友(益田兼友)

まいる
申し給へ

56 益田元祥書状写

内存之通一々承知候、誠御方之儀年比相懇と申、彼是向後之儀者乍勿論、別而申談候ハて不叶儀候、殊更同意之趣、於身一段本望存候、然上者我等内証不残此者ニ申聞候之条、可被尋聞候、何茂当家之儀茂、只今之姿ニてハ、難相届仕合候条、右之分今迄ハ令儀定候、是とも年寄中無同心候へは、無成就儀候、自余之衆中とても、雖別儀有間敷候、先以御方之儀、何篇愚身可為同前之旨、一入之安堵此事候、将又一ケ条内談具彼者物語候て聞分候、乍去就夫内存不残此者ニ申聞候、能々分別於身備可為本望候、委細少納任口上候条、不能詳候、余勿論之儀候条、雖不入儀候、御方之儀瀧藏山八幡大菩薩・摩利支尊天御照覽候へ、向後共諸事無沙汰有間敷候、重畳此者可申候、恐々謹言、

二月四日

友(益田兼友)

まいる
申し給へ

(益田元祥)
祥御判

57 益田元祥書状写

次郎兵衛尉内証之趣、具承知候、存寄候て被申候段、於我等も一入本望存候、内意を不存候へは、当時と候ても、又時々用捨も有之事候、於向後ハ弥心安、何篇可相談候間、其趣を内々被申達候て可給候、委細者任

口上候、恐々謹言、

壬正月五日

伊豆守殿〔兼豊 又左衛門先祖〕
進之候

〔益田〕
元祥御判

○この文書は年未詳であるが、閏正月付であること、益田元祥の発給文書であることから、元龜三年・天正十一年・天正十九年のいずれかのものである。

58 益田元祥書状写

返々先日中尾にてこの儀候間、更御あうかい所も無之候、一昨夜ともハ彼寺家之衆中にねたる衆ともハ無之由候間、今晚より伽をさせられ候て可然候、さりとしてハ御方との鐘にていたミ之段ハ、何とかくされ候ても無其隱儀候、御方伽にハ罷立、定而野州なども其ためにちにて候へく候ま、快氣可為案中候、とかく重分ニ候ハ、存命不定ほととの仕合と申候、一段之やりまへ世間にも無其隱候、以上、

先以宗拳頭下目ニ鐘疵を以外被相煩之由候、先日於中尾御方との鐘にて深手をおハれ候由、世上無其隱候、御名譽不及言語候、みハほそく候へとも、一段之かねよしにて、能々伐りかく故、いたミ之由申候、世上之風聞ハ少々こし半ほとまでも切鐘に合候由申候、驚耳計候、恐々かしく、

十二
兼友〔益田〕
まいる
申し給へ
元祥公〔元祥公〕
玄蕃御判
益田元祥〔益田元祥〕
白石州

59 益田広兼書状写

音問拜見申候、其地無何事由たいけいニ候、七内下向ちかく之由申候か、いつころにて候半や承度候、恐々謹言、

〔天正十九年〕
後正月七日

次郎兵衛殿〔益田兼友〕

進之候

久太

〔益田〕広兼御判

自広島

60 益田広兼書状写

一兩日者疎遠之様ニ候、能もちと延候条、先休息候て、能前ニ被出候て、可然存候、委斧与一ニ申含候、恐々謹言、

廿三

二郎ひやうへ殿〔益田兼友〕
進之候

広兼御判〔益田〕

61 益田景祥書状写

為祥年之御慶ニ包給候、悦入存候、遠路御志之段本望候、急度罷下候条、以面可申候、恐々謹言、

二月廿日

二郎兵衛殿〔益田兼友〕

修理「祥」
景暎御判〔益田兼友〕

文禄元年高麗御陣之節、〔益田〕景祥公十六歳ニ而、
〔小早川〕隆景公御手ニ而御渡海之節、〔益田〕從 元祥公、〔益田〕兼友事御後見ニ被附渡候、其刻自
隆景公御鞍鏡〔桐ノトウ金具 御紋有之〕 拜領被仰付、今以所持仕候事、

62 益田景祥書状写

尚々八兵衛此中奉公無油断候、一段せいものにて候条、〔益田景祥〕修理〔重宝〕てうほう

候、〔上村かう齋、本名完道〕
又かう齋たうこへちとき、たくし候、此由可申候、〔隠居〕
いんきよ
の仕合如何候や、

為音信鮒ノすし到来、則令祝着候、爰元一入珍敷候、

一玄番様頭痛御煩、殊外御草臥候て、笑止候、〔益田元麿〕
越州気分ハよく候条、可

心安候、

一我々領分も西方同前ニ檢地申付候、〔安田小左衛門法体間齋、九郎兵衛先祖〕
安小左・永長兵兩人へ申付候条、

何篇其方助言頼入候、〔永井長兵衛祥長、小原勘右衛門先祖〕

一当年江戸御普請無之、下々迄之安堵迄候、何茂春中ニ其地可罷越候条、

以面可申候、恐々謹言、

三月七日

宗的〔景祥公〕
景御判〔益田景祥〕
増野藤右衛門祥護、法体宗的、固政実文〔益田景祥〕

〔付記〕この史料紹介は、「日本史史料の研究資源化に関する研究拠点」

二〇一三年度一般共同研究「文献・考古両分野による中世後期西日本海
地域における流通経済の解明」の成果の一部である。

「益田高友家文書」の閲覧および紹介の作成にあたって、山口県文書
館の和田秀作氏にお世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。



4. 内藤隆世



3. 陶晴賢



2. 尼子晴久



1. 大内義長



8. 甲清



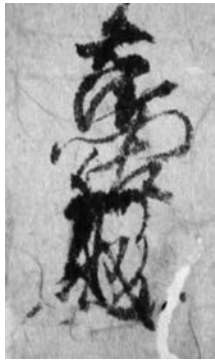
7. 中島常栄



6. 内藤隆世



5. 陶晴賢



12. 益田藤兼



11. 益田宗兼



10. 益田宗兼



9. 益田尹兼



16. 益田元祥



15. 益田藤兼



14. 益田藤兼



13. 益田藤兼